

2 下水道事業受益者負担金制度

公共下水道が整備された土地は、生活環境が改善され、安全性、利便性、快適性などが向上し、その土地の権利者は便益性の増加という利益を得る。しかし、この利益は、市民が等しく受けられるものではない。そこで、この利益に応じて下水道建設に必要な費用の一部を負担してもらい、住民負担の公平化をはかるのがこの制度である。北九州市では昭和43年からこの制度を設けており、下水道事業財源の一部になっている。

3 下水道使用料制度

下水道使用料は、下水道事業の管理運営にかかる経費の主要財源として、北九州市下水道条例(昭39・条例39)に基づいて徴収している。使用料は、使用者が排出した汚水の量に応じて徴収される。

1ヶ月の使用料単価

従量使用料(1m ³ につき)						
基本の使用料	11~25	26~50	51~200	201~1,000	1,001~10,000	10,001~
基本料('0m ³ まで)	11円	208円	257円	307円	407円	412円
634円						公衆浴場用 13円

(参考) 料金計算のしかた(一般用・1か月分)

【例】1か月分の使用水量が18m³(一般世帯の平均使用水量)のとき。下水道使用料は(イ+ロ)×1.08=1,902円
 イ 基本料金 10m³まで634円
 ロ 141円×8m³(超過の11m³から18m³までの水量)=1,128円

※左記の金額に消費税相当額(8%・1円未満の端数は切り捨て)が加算される。また、料金は原則2か月分をまとめて請求する。

4 水洗化の普及対策

新たに処理区域となった区域では「3年内にくみ取り便所を水洗化しなければならない」(下水道法第11条の3)と義務づけられている。本市では下水道の効果を充分に発揮させるため、水洗化の普及対策としてその促進のために以下の施策がたてられている。

○水洗便所改造助成金・貸付金制度

水洗化工事費の一部助成・貸付を行う。

○水洗化普及相談員制度

未水洗便所の家庭を訪問し、水洗化の指導と勧奨を行う。

○水洗化あっせん委員制度

水洗化に関するトラブルが生じた場合、仲介を引き受ける。

○共同排水設備等設置助成制度

市民が共同で利用する排水設備等の設置には、設置工事費の一部を助成する。

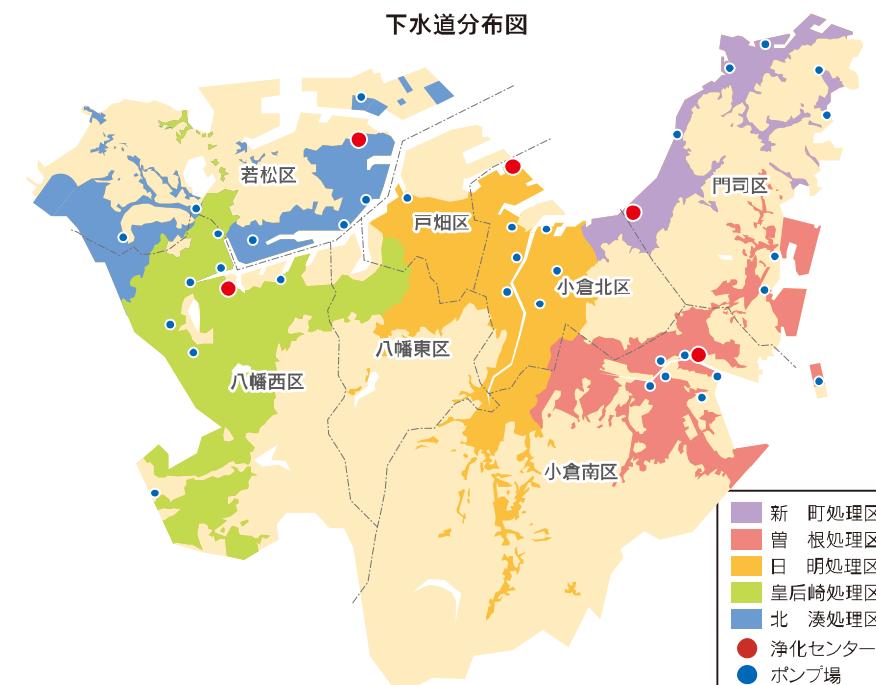
○低地汚水ポンプ設備等設置助成制度

公共下水道に接続できない低地家屋には、汚水ポンプ設備等の設置工事費の一部を助成する。

○私道公共下水道設置制度

私道にも公共下水道を設置する基準をつくり、町ぐるみの水洗化を促進する。

○公共下水道低地汚水ポンプ設置制度



周囲が水洗化されているのに、土地が低いために下水道が利用できない箇所に低地ポンプを設置する。

○排水設備指定工事店制度

排水設備の新設等の工事は、条件を満たしている、市が指定した工事施工業者でなければ施工できない。

○排水設備責任技術者

排水設備指定工事店には、資格を持った責任技術者を必ず置く。

5 工事事務所の主な業務

1 上水道業務

(1) 給水装置工事関係業務

給水装置の新設、改造、修繕、撤去に関する工事は、指定給水装置工事事業者(約600社)が施行しており、工事事務所では、これら工事の設計審査や竣工検査等の業務を行うとともに、指定給水装置工事事業者の指導を行っている。

なお、指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任が水道法により義務付けられている。

給水装置の新設を行う場合の口径別納付金

(単位: 件)

新 設	改 造	撤 去	計				
年 間	月 平 均	年 間	月 平 均	年 間	月 平 均	年 間	月 平 均
7,890	658	4,373	364	1,277	106	13,540	1,128

※ 口径別納付金は、平成26年4月1日から上記の額に100分の108を乗じた額とする。(1円未満の端数が生じた時は、切り捨てる)

(2) 修繕工事

配水管その他の水道施設の維持管理については、水道工事センターに業務委託を行い実施しており、夜間や休日の事故等にも直ちに対応できる体制をとっている。

(3) その他の業務

水道施設の設備改良工事の設計・監督・漏水調査及び水道に関する苦情等の対応なども行っている。また、本市では、給水装置等工事等に対する融資制度を設けており、その受付等も工事事務所で行っている。

給水装置等工事に対する融資制度の概要

区 分	内 容
対象者	① 給水装置等の所有者 ② 融資金及び利子の償還について十分な支払い能力を有する人
対象工事	① 給水装置が老朽化し、赤水が出たり水の出が悪い場合の改良工事 ② 給水装置を共同で使用している者が各戸に給水装置を新設する工事 ③ 受水タンク以下の設備を新設又は改良する工事 ④ 私道又は配水管が布設されていない公道に30メートル以上水道管を新設する工事(宅地内に係るもの除外) ⑤ 給水装置が設置されていない既設住宅に給水装置を設置する工事
融資の条件	① 融資額融資：対象者1人につき5万円以上50万円まで(1万円単位) ② 共有施設の融資額：当該工事に係る融資対象者が融資の資格を受けることのできる額の合計。 (1人につき50万円まで)ただし、工事1件につき2,500万円を限度とする。 ③ 融資利率：年1.60%(平成30年度) ④ 融資時期：工事の竣工検査完了後 ⑤ 償還方法：融資を受けた月の翌月から毎月の元利均等償還 ⑥ 償還期間：融資額が15万円以下のとき2年、15万円を超える50万円以下のとき5年、50万円を超えるとき10年 ⑦ 保証人：連帯保証人として、北九州市内に居住し、独立の生計を営む者1名 ⑧ 延滞金：年14%

2 下水道業務

(1) 下水道施設の設計及び監督業務

下水道施設の新設、改築、移設工事について、監督業務及び小規模の下水道工事の設計・監督業務を行っている。

平成29年度 工事箇所数

門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畠区	計
16(0)	25(5)	23(6)	9(2)	30(2)	38(9)	12(2)	153(26)

()は事務所発注分